

第百九十二号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表三十二の項の次に次のように加える。

三十三 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成三十一年東京都条例第三十号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

次に掲げる各市町村。ただし、条例第二十一条の規定により適用除外となる事務については、当該事務に係る市町村を除く。

イ 条例第十五条第一項、第三項及び第四項の規定による管理状況に関する事項の届出の受理

各市町村

ロ 条例第十五条第二項の規定による管理状況に関する事項の届出の要求

各市町村

ハ 条例第十五条第五項及び第十六条第二項の規定による届出内容の変更の届出の受理

各市町村

ニ 条例第十五条第六項（条例第十六条第三項において準用する場合を

各市町村

含む。)の規定による知事が適当と認める区分所有者等の認定

ホ 条例第十六条第一項の規定による届出内容の更新の届出の受理

ヘ 条例第十五条第一項及び第三項の規定による管理状況に関する事項の届出並びに同条第五項及び第十六条第二項の規定による届出内容の変更の届出並びに同条第一項の規定による届出内容の更新の届出に係る督促

ト 条例第十七条第一項及び第二項の規定による報告の徴収又は調査

チ 条例第十八条第一項の規定による助言(同条第四項の規定により知事が適当と認める区分所有者等に対して行うものを含む。)

リ 条例第十八条第二項及び第三項の規定による指導又は勧告(同条第四項の規定により知事が適当と認める区分所有者等に対して行うものを含む。)

ヌ 条例第十八条第四項の規定による知事が適当と認める区分所有者等の認定

各市町村  
各市町村

八王子市、立川市、三鷹市、府中市、町  
田市、小金井市、日野市、東村山市、国  
分寺市、東大和市、多摩市、羽村市、あ  
きる野市

八王子市、立川市、三鷹市、府中市、町  
田市、小金井市、日野市、東村山市、国  
分寺市、東大和市、多摩市、羽村市、あ  
きる野市

八王子市、立川市、三鷹市、府中市、町  
田市、小金井市、日野市、東村山市、国  
分寺市、東大和市、多摩市、羽村市、あ  
きる野市

八王子市、立川市、三鷹市、府中市、町  
田市、小金井市、日野市、東村山市、国  
分寺市、東大和市、多摩市、羽村市、あ

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。